

# 農林漁業体験事業実施要領

(公財) 三重県農林水産支援センター

## 1 目的

公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）は、農林漁業を始めたい、関係事業体等で働きたい意欲のある人が、現実の農林漁業を認識するために、農林漁業を体験し、基本的な知識及び技術を修得する体験事業を実施する。

## 2 体験事業の内容

農林漁業の体験や見学を希望する者（以下「体験希望者」という。）から申込みを受け、体験希望者を受入れて体験を行う農林漁業経営体（以下「受入経営体」という。）から、体験受入の申請があったときは、支援センターは、その申請内容を審査のうえ、当該研修の実施を認め、体験を受ける者（以下「体験者」という。）の受入れにかかる経費の一部を助成する。

## 3 体験の要件

- 1 体験者は、本県農林漁業に就業を希望するもので、受入経営体に受け入れを了承された50才までの者とする。  
ただし、受入経営体（法人の場合は役員）の親族（血族・紺族共に3親等以内）でないこと。
- 2 受入経営体は、県内の指導的立場にある農林漁業を営むもので体験者に体験を実施できる経営体とする。
- 3 体験期間は1日以上6日以内とする。
- 4 体験期間中、受入経営体は体験者に対して必ず傷害保険に加入し、安全管理に努める。  
ただし、保険金額については、別表のとおり支援センターの定めた額以上とする。

## 4 体験の実施

体験は、別に定める農林漁業体験事業取扱規程に基づき、実施するものとする。

## 5 体験費用の助成

- 1 支援センターは体験者受入れにかかる経費として、予算の範囲内で受入経営体に助成を行う。
- 2 支援センターは研修終了後、受入経営体から提出された体験実績報告書を添えた体験助成金交付申請書に基づき、体験実績の審査を行い、助成金の交付決定を受入経営体に通知するものとする。

3 体験費は、1日当りの体験経費にかかる指導費、傷害保険料その他研修資料費等とし、支援センターが決めた金額を助成するものとする。

6 助成金の請求等

- 1 受入経営体は、助成金交付決定後速やかに助成金請求書を支援センターに提出する。
- 2 支援センターは、受入経営体からの助成金請求書により、助成金を支払うものとする。

7 その他

この要領に定める以外のことについて、支援センターは必要に応じて関係機関と協議し、別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

傷害保険の保険金額

|       |  |
|-------|--|
| 保険の種類 | 傷害保険の短期の掛け捨て保険                                       |
| 補償内容  | 死亡保険金 1,000万円<br>入院保険金 5,000円/日<br>通院保険金 3,000円/日 以上 |
| 受取人   | 本人及び本人が死亡した場合は法定相続人                                  |

# 農林漁業体験事業取扱規程

## 1 趣旨

この規程は、公益財団法人三重県農林水産支援センター（以下「支援センター」という。）が実施する農林漁業体験事業実施要領に関し、必要な事項を定める。

## 2 申請

申請は、体験事業実施申請書（様式1）、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（様式2）により、体験開始予定日の5日前までに支援センターに提出する。なお、体験希望者の体験事業申込書（様式3）、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（様式4）、誓約書及び同意書（様式5）の提出期限は、体験開始日までとする。また、体験事業実施申請書とともに、傷害保険の加入が分かる書類（写し）を添付すること。

## 3 体験決定

支援センターは、受入経営体から体験事業実施申請書の提出があったときは、直ちに体験内容の審査を行い、受入経営体に体験実施の決定を通知するものとする。

## 4 体験の実施

受入経営体は、支援センターからの体験実施の決定通知（様式6）を受け、体験実施申請書に基づき、研修を行う。

## 5 助成金交付申請

- 1 受入経営体は研修終了後、農林漁業体験事業助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）（様式7）に体験実績報告書（様式8）を添えて、支援センターに提出する。
- 2 支援センターは、提出された交付申請書により実績報告を確認のうえ、受入経営体に助成金交付決定書（様式9）を送付する。

## 6 請求及び助成金額

- 1 受入経営体は、助成金交付決定書を受け、直ちに請求書（様式10）を提出する。
- 2 助成金額は、研修経費1日当たり5,000円とし、その経費の中で当センターが定める補償内容の傷害保険に加入すること。

## 7 体験実績報告書

受入経営体が提出する体験実績報告書には、体験記録、記録写真及び体験者の感想文を添付する。

## 8 その他

この規程に定める以外のことについて、支援センターは必要に応じて関係機関と協議し、別に定める。

### 附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。